

路上喫煙防止対策の現状報告について

平成22年12月21日 環境審議会

環境政策課

目的・経過

- 「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」
平成21年4月1日施行

◆目的(第1条)

路上喫煙を市域からなくすことを目指し、「安全」に「健康」という観点を加えた生活環境を確保する。

罰則規定 平成21年10月1日施行

◆路上喫煙とは(第2条)

道路、公園、広場などの屋外の公共の場所において喫煙し、または火のついたたばこを持つことをいいます。

現在の路上喫煙の実態

★路上喫煙実態定点調査

1 調査目的

路上喫煙率及び投棄率の変動を把握することにより、路上喫煙対策のあり方を検討するため

2 調査内容(路上喫煙者通行量調査・たばこの投棄率調査)

○調査地点

禁止地区内、禁止地区周辺、その他市内10地点

○調査時間帯

- ①朝 7:30～9:00 ②正午 11:30～13:00
③昼 14:30～16:00 ④夕方 18:30～20:00



調査結果概要(市内10地点)

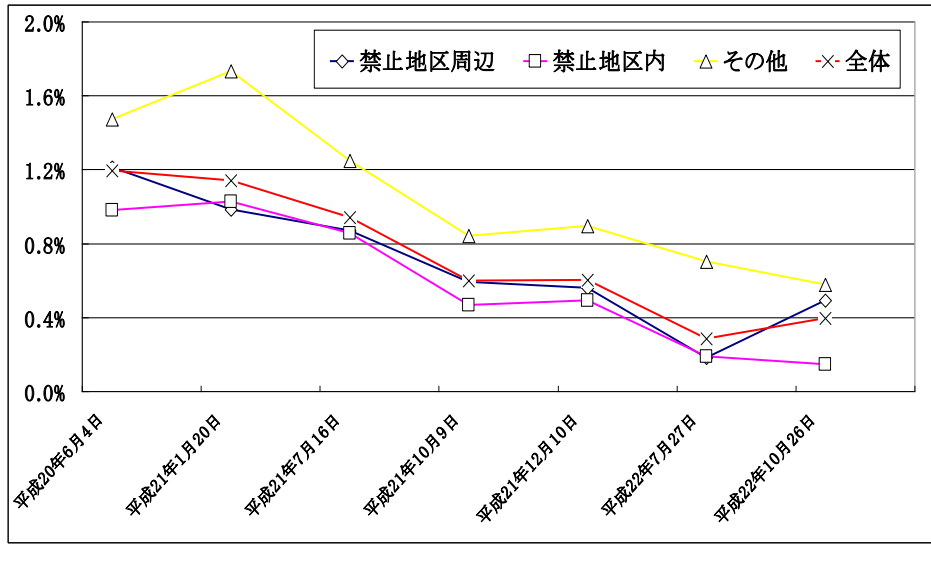
○全地点調査結果総数
(4調査時間総数)

※喫煙率=(喫煙者数)÷(総通行量)×100

※投棄率=(吸い殻)÷(喫煙者数)×100

回		調査日	通行量	喫煙者	喫煙率	吸い殻本数	投棄率
第1回	啓発実施前	平成20年6月4日	61,794	738	1.2%	135	18.3%
第2回	啓発実施後 条例施行前	平成21年1月20日	60,768	694	1.1%	133	19.2%
第3回	条例施行後	平成21年7月16日	59,201	558	0.9%	87	15.6%
第4回	禁止地区指定後	平成21年10月9日	63,353	379	0.6%	59	15.6%
第5回	禁止地区指定後	平成21年12月10日	59,124	356	0.6%	69	19.4%
第6回	禁止地区指定後	平成22年7月27日	55,831	160	0.3%	53	33.1%
第7回	禁止地区指定後	平成22年10月26日	56,600	224	0.4%	37	16.5%

路上喫煙率推移



定点調査の結果と分析

- ・条例施行後、喫煙率は低下しており、効果があがっている。
1.2%→0.4%
- ・全体の喫煙率と比べ、禁止地区内の喫煙率が低くなっている。
(マナー推進員の指導・啓発の効果)
- ・禁止地区内の喫煙率は低く、禁止地区周辺、その他地区の喫煙率が高くなっている。
- ・駅周辺では、朝、夕の人通りが多い時間帯に喫煙率も高くなっている。
- ・喫煙率は低下しているが、投棄率については低下していない。
(ポイ捨てをする路上喫煙者への啓発が課題)

平成22年度の啓発活動

◆マナー推進員配置業務

○目的

人通りが多く、危険性が高い地区を中心に、指導及びマナー向上啓発を行うことにより、路上喫煙防止対策の効果的な推進を図る。

○実施体制

- ・各日2名で朝、夕の2時間ずつ禁止地区内を中心に巡回。
- ・カセットテープを再生し、音声啓発を行うとともに、路上喫煙者がいた場合は、喫煙をやめるよう指導。



マナー推進員巡回の様子

「吸わ3Day」

毎月3のつく日に過料の抑止効果を最大限活用した職員による指導・啓発を実施

- ・禁止地区周辺を巡回指導
- ・アナウンスによる啓発
⇒指導件数も少なく、素直に応じてもらっている。
- ・ピンポイントでの啓発
(駅周辺、商業地域においてのキャンペーン)

平成22年度の啓発活動(市)

- ・駅前や大型商業施設等人通りの多い場所での啓発キャンペーンの実施
- ・禁止地区内の巡回(吸わ3Day)
- ・パッカー車によるアナウンス啓発
- ・環境フェア・成人祭などの各種イベントでの啓発グッズの配布
- ・市広報誌・ホームページへの掲載



マイカル茨木

阪急総持寺駅

平成22年度の啓発活動(商店街)

- ・商店街へ啓発横断幕設置
- ・商店街店舗での啓発ティッシュの配布(4,000個)



啓発ティッシュ



阪急本通り商店街



JR駅前商店街

過料徴収の考え方

● 条例施行後の現状は

- ・路上喫煙率の低下
- ・指導に素直に応じてもらえている
- ・過料徴収が目的ではない

これらより、現段階では過料徴収は実施していない

● 今後、過料徴収の実施について

引き続き

- ・マナー推進員の指導・啓発
- ・路上喫煙定点調査

これら効果を見て、総合的に判断していく

これからの展開

- ・禁止地区外における啓発物の設置やキャンペーンの実施
- ・市、市民、事業者が一体となって、市域の公共の場所では「吸えない」「吸わない」といった意識を広めていく！！
- ・粘り強い啓発活動

